

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年4月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 3番 高橋 誠一 4番 峠田 一徳
5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司 7番 本間 仁一
8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志 11番 渡沢 寿
12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
2番 黒澤 ちよ子 10番 小野 博
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局 長 補 佐 山内 美穂
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第 6号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第21号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9 議第22号 租税特別措置法第70条の6の規定による適格者の証明の可否について

(開会：ときに午後1時30分)

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和3年4月19日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は11名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、2番黒澤ちよ子委員、10番小野博委員の2名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。5番浅野厚司委員、7番本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 5番 浅野 厚司 委員
 7番 本間 仁一 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第6号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第6号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年3月26日付け農第1110号で、南陽市長から本委員会に対し、3月31日付けで6件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今、提案されました、報第7号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページになります。
1番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 田 合計4,362㎡を賃借人の申し出により、合意解約するものです。
以上でございます。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権設定9件、合計14件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

ただ今、提案されました、議第19号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページから6ページになります。

はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 1, 030㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 86㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 161㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 122㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 2, 514㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計6, 519㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 4, 846㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計3, 159㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計4, 362㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計4, 772㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計5, 311㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外6筆 田 合計6, 450㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計3, 139㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2, 580㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

以上でございます。

議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第19号　1番、2番、11番の▲▲、12番の▲▲の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

山内事務局長補佐　　4月22日に長谷部修推進委員より報告がありましたので、代わってご報告いたします。4月22日に田は刈取りの後があり、畑はキャベツが栽培されており、耕作される見込みがあることを確認したとの報告をいただきました。
以上でございます。

議長（高橋会長）　　次に3番、4番、7番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。
20日に現地調査をしてまいりました。常に確認している地域でありますので、周辺環境に影響はない状態でありましたことをご報告いたします。

議長（高橋会長）　　次に、5番の現地調査については、2番黒澤ちよ子委員より調査していただいておりますが、本日欠席のため事務局より報告をお願いします。

山内事務局長補佐　　4月21日に黒澤委員よりご報告がありましたので、代わってご報告いたします。申請地は耕作されており周辺農地への影響がないことを確認した、と4月21日にご報告いただきました。

議長（高橋会長）　　次に、6番の現地調査については、鈴木雄一推進委員より、8番、14番の▲▲の現地調査については、松田繁徳推進委員より、9番の現地調査については、神尾篤志推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

山内事務局長補佐　　6番ですが、4月22日に鈴木雄一推進委員より、申請地は耕作されており、周辺農地への影響はないこと確認したとの報告をいただきました。
また、8番、14番の現地調査については、松田繁徳推進委員より、4月23日に申請地は耕作されており、周辺農地への影響はないこと確認したとの報告をいただきました。
次に9番の現地調査については、神尾篤志推進委員より、4月23日に申請地は耕作されており、周辺農地への影響はないことを確認したとの報告をいただきました。
以上です。

議長（高橋会長）　　次に、10番の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いします。

5番
(浅野厚司委員) ご報告いたします。4月24日に現地確認してまいりました。申請地は全て耕作されており、周辺農地へ影響がないことを確認しております。
以上です。

議長 (高橋会長) 次に、11番の▲▲の現地調査について、12番伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

12番
(伊藤圭一委員) 4月21日に確認してまいりました。▲▲字▲▲外1筆は高規格道路の残地で残った田であり、現在耕作がされておりました。▲▲字▲▲外2筆については減反で草刈などもされており、周辺農地へ影響がないことを確認いたしました。
以上です。

議長 (高橋会長) 次に、12番の▲▲の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします。

6番
(渡部基司委員) 4月22日に現地を見てまいりました。申請地は刈り取りも全て終わっておりまして、周辺農地への影響がないことを確認いたしました。

議長 (高橋会長) 次に、13番の現地調査について、7番本間仁一委員より、報告をお願いします。

7番
(本間仁一委員) 申請地は耕作されておりませんが、雑草や果樹の抜根もされており、周辺農地への影響がないことを確認いたしました。

議長 (高橋会長) 次に、14番の▲▲の現地調査について、青木憲一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

山内事務局長補佐 青木憲一推進委員より、4月20日に、申請地は耕作されており周辺農地への影響はないこと確認したとの報告をいただきました。
以上です。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第7 議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長から説明がありましたが、ここで事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今、提案されました、議第20号について、ご説明申し上げます。
議案書は7ページになります。
1番につきましては、■■■■が、■■■■の所有する、▲▲字▲▲畑 250㎡を所有権移転し、通路及び雪押場として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計253.02㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第20号1番及び2番の現地調査について、12番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

12番（伊藤圭一委員） 4月19日に、私と、鈴木正徳委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、5条2件の現地調査を行ってまいりました。両案件について、申請のおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第21号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第21号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和3年4月14日付け農第84号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第21号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は8ページからで、11ページにつきましては、総括表となっております。
11ページをご覧ください。所有権設定が1件で、計画面積が畑1,335㎡となっております。
12ページをご覧ください。
1番、■■■■から■■■■に、▲▲字▲▲の現況畑1,335㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
以上でございます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

議長（高橋会長） ……………全員挙手……………
許可することが妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第22号「租税特別措置法第70条の6の規定による適格者の証明の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第22号「租税特別措置法第70条の6の規定による適格者の証明の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるための適格者であることを証明する願い出が1件ありましたので提案するものです。事実確認の上、証明の可否を決定くださるようお願いいたします。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第22号について、ご説明申し上げます。議案書は13ページになります。

1番につきましては、■■■■から証明願いがあったもので、▲▲字▲▲ 外14筆 田が12, 325㎡、畑が3, 424.70㎡、合計15, 749.70㎡について、租税特別措置法第70条の6に規定する相続税の納税猶予を受けるため、申請した農地において農業経営を行っている者であることの証明願いがあったものです。

租税特別措置法第70条の6の規定は、相続税の申告に際して、被相続人が耕作していた農地等について、相続人が引き続き耕作する場合に、納税が猶予されるものです。都市計画地域の用途地域内に農地を多数所有されている場合などに、納税猶予をうけるため、農業委員会に対して、農業経営を行っているものであることの証明願いが提出されることとなっております。

本案件は、申請地が全て耕作されており、相続人も農業経営を行っているため、証明できるものと考えます。

以上でございます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。はじめに、1番から8番までの現地調査については、7番本間仁一委員より、報告をお願いいたします。

7番
（本間仁一委員）

当該地につきまして、▲▲の一部で牧草が植えられておりますが、その他は水田ということで、耕作されております。牧草についてもしっかりと管理されておまして、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、9番から15番までの現地調査について、青木憲一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

山内事務局長補佐

青木憲一推進委員より、▲▲の農地は耕作されていて、今年も作付けすることを本人にも確認したと、4月20日に電話で報告いただきました。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長）

議長からとなりますが、どのくらいの期間納税猶予されることとなるのでしょうか。

山内事務局長補佐

3年に1度、引き続き農業経営をしていることの届出が必要とのこととなっておりますので、3年を期にその届出を提出されなければ納税猶予されないものと解釈しております。

議長（高橋会長） ほかに質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。証明することが妥当と認められる委員は、挙手
願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 証明を可とすることが全員と認めます。
よって本案件については、願い出どおり、証明することに決しまし
た。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたし
ました。
よって、令和3年4月19日付け南農委告示第4号をもって招集い
たしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

（閉会：ときに午後2時01分）